

## 南房総市魅力の郷づくり寄附金お礼の品募集要項

### 1 目的

南房総市魅力の郷づくり寄附金（ふるさと納税）制度による南房総市への寄附促進と地元特産品などのPR、販売促進および地元事業者、生産者の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者にお礼の品として南房総市の魅力を発信できる品を提供していただける事業者（以下「協力企業」という。）を募集します。

### 2 協力企業の要件

(1) 次の要件に全て適合していることが要件となります。

(ア) 各種法規則、国や県による通知等、条例に沿った生産、製造、販売またはサービス等の提供を行っていること。

(イ) 本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場等が市内にある企業、団体または個人事業者であること。ただし、市内への宿泊・観光振興に寄与し、来訪動員人数100人以上を見込めるイベント参加チケットをお礼の品とする企業や、総務省告示第179号で定める返礼品等の基準を満たすお礼の品と交換可能なポイントについてはこの限りではありません。

(ウ) 市税の滞納がない者。（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）

(エ) 代表者等が、南房総市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員または暴力団密接関係者でない者。

※ただし、上記の要件に適合しても、市が事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

(オ) 個人情報を取扱う場合、十分に留意いただけること。

### 3 募集するお礼の品について

(1) 生産品、製造品、加工品等は次の条件を全て満たしている商品等を募集します。

(ア) 南房総市の魅力を「体感できる」「懐かしんでいただける」ものであり、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。

(イ) 総務省告示第179号で定める返礼品等の基準を満たすこと。

(ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。

（ただし、期間限定、数量限定で供給可能なものは取扱可とする。）

(エ) 商品情報の開示が可能であること。

(2) 宿泊施設は、次の条件を全て満たしている宿泊施設等を募集します。

(ア) 旅館業営業許可（旅館業法第3条第1項に規定する許可）を受けていること。

(イ) 食品衛生法に基づく営業の許可を受けていること。

(ウ) 旅館賠償責任保険（施設危険条項で対象となる事故、生産物危険条項で対象となる事故、受託物危険条項で対象となる事故）に加入していること。

(エ) 登録分析機関が行った温泉成分分析書を所有していること（温泉を公共の浴用又は飲用に供する場合のみ）。

(オ) 施設情報の開示が可能であること。

(3) お礼の品の区分について

商品に対する寄附額は以下の条件のうち、いずれか高い額とします。

商品代 ÷ 3 × 10 (千円未満切り上げ)

商品代、送料、その他ポータルサイト掲載手数料 × 2 (千円未満切り上げ)

※商品代には梱包に要する費用、消費税を含みます。

※定期便に関しては、配送月(回)ごとに商品代、送料を提示してください。

※頒布商品に対する送料や、商品サイズが宅急便事業者の定めるサイズに適合しない商品については、送料を別途提示してください。

※市が契約する寄附受付サイト運営会社が、商品価格と送料を別に定める場合は、上記の商品価格のみ提示してください。

4 お礼の品の出品受付

(1) 随時募集

5 申込方法

下記の書類に必要事項を記入し、添付書類とともに南房総市企画財政課まで提出してください。

- (1) 南房総市ふるさと納税事業者様登録シート
- (2) インボイス事業者登録の意向についての回答
- (3) 同意書兼誓約書
- (4) 返礼品ヒアリングシート
- (5) 商品のパンフレット(任意)

6 事業者等の選考方法

市が申込内容や企業活動等を総合的に判断し、事業者及びお礼の品を決定し、可否を通知いたします。

7 個人情報の保護

事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、南房総市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

寄附者の個人情報は、お礼の品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、お礼の品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から事業者への商品申込等で入手された個人情報は対象外です。

8 その他留意事項

- (1) 登録されたお礼の品を変更、辞退する場合は、事前に南房総市企画財政課までご連絡ください。
- (2) お礼の品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し

解決に努め、内容について南房総市企画財政課へ必ず報告をください。苦情等が多いお礼の品（配送事故によるものを除く）は、警告を行い改善が見込まれない場合は削除します。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。

- (3) 提案内容に虚偽があった場合、その登録を中止します。
- (4) お礼の品の品質、配送状態、対応内容等により、著しく信頼を失墜させる事由が発生した場合は、その登録を中止します。
- (5) 市及び寄附者に損害を及ぼす行為があった場合、その登録を中止します。

## 9 申込、問合せ先

南房総市総務部企画財政課

電 話 0470-33-1001 FAX0470-20-4598

E-mail [kikakuzaisei@city.minamiboso.lg.jp](mailto:kikakuzaisei@city.minamiboso.lg.jp)

平成27年	4月	1日	施行
平成28年	6月	10日	改正
平成28年	7月	22日	改正
平成29年	7月	3日	改正
平成30年	7月	2日	改正
平成30年	9月	26日	改正
令和 元年	8月	27日	改正
令和 6年	4月	1日	改正